

弘前労働基準監督署からのお知らせ

職長等に対する安全衛生教育を実施しましょう

～ 令和5年4月1日から対象業種が拡大されます ～

次の業種に該当する事業場において、新たに職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する職務に就くこととなった者に対して、職長等の教育を行うことを労働安全衛生法第60条で義務付けています。

- 1 建設業
- 2 製造業（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
 - (2) 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - (3) 衣服その他の繊維製品製造業
 - (4) 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
 - (5) 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 3 電気業 4 ガス業 5 自動車整備業 6 機械修理業

このうち、令和5年4月1日から次の業種が新たに対象に加わりますので、令和5年4月1日以降、新たに職長等に就いた者に対して教育の実施が必要となります（令和5年3月31日までに実施済みの者は除く。）。

- ・ 食料品製造業（上の枠内の2(1)の一部）
- ・ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業（上の枠内の2(5)）

【職長等の教育の内容】（労働安全衛生規則第40条）

講習科目	講習時間
1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2時間以上
1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間以上
1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間以上
1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5時間以上
1 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間以上

青森県内における職長等の教育などの各種講習予定は [青森労働局 各種技能講習](#) [検索](#)

問合せ先：弘前労働基準監督署（電話：0172-33-6411）
〒036-8172 弘前市大字南富田町5-1